

広域観光周遊ルート形成促進事業について

広域観光周遊ルートの形成・発信

- 外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルートを認定し、関係省庁の施策を集中投入するとともに、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信。

現在の状況

平成27年6月12日に、全国で7ルートを認定

各ルートでの取組例

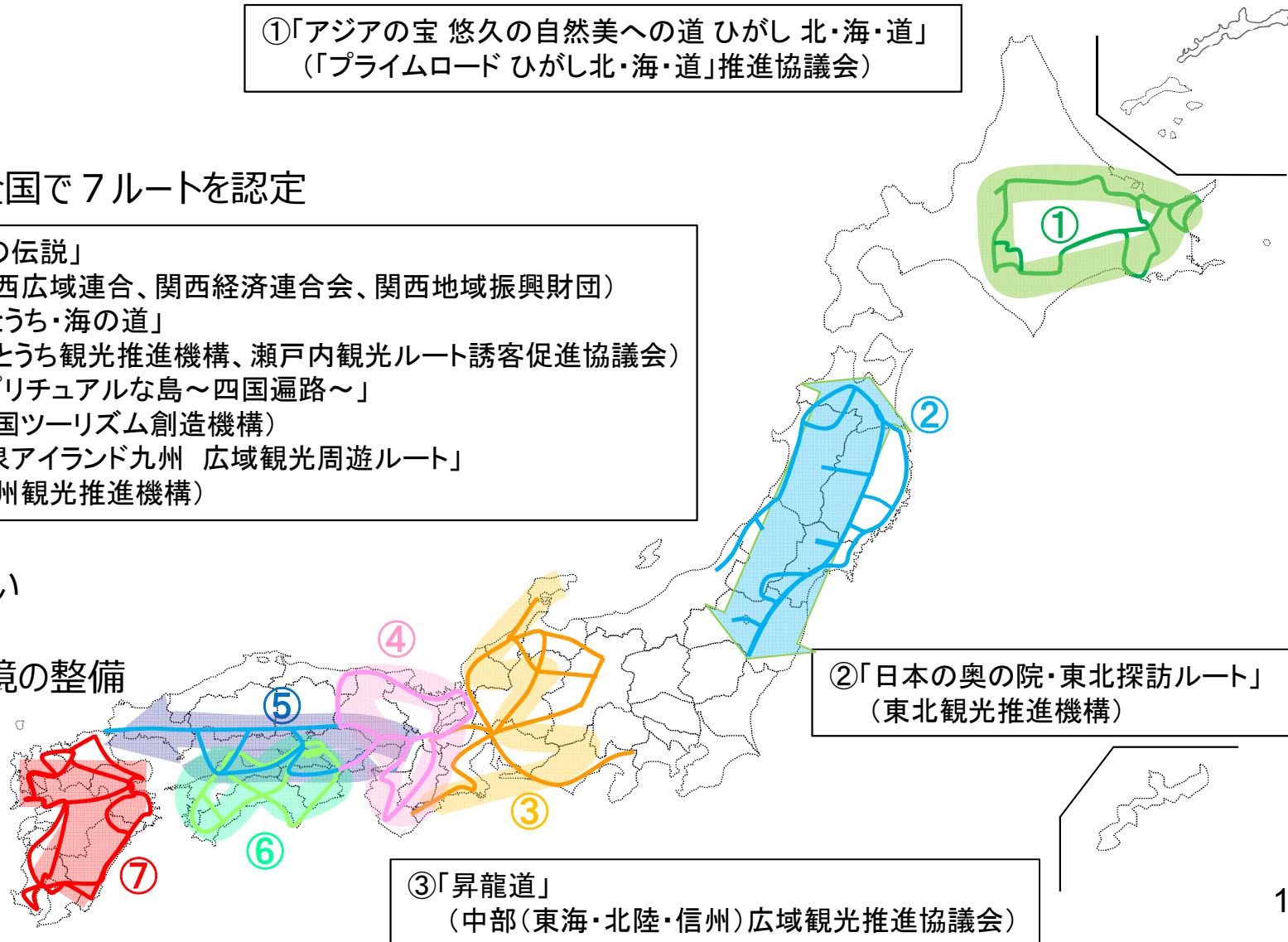
- ・マーケティング調査
- ・計画策定のための専門家の招へい
- ・観光資源の磨き上げ
- ・広域で利用できる無料Wi-Fi環境の整備
- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域の地域共通の取組等

①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
(「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)

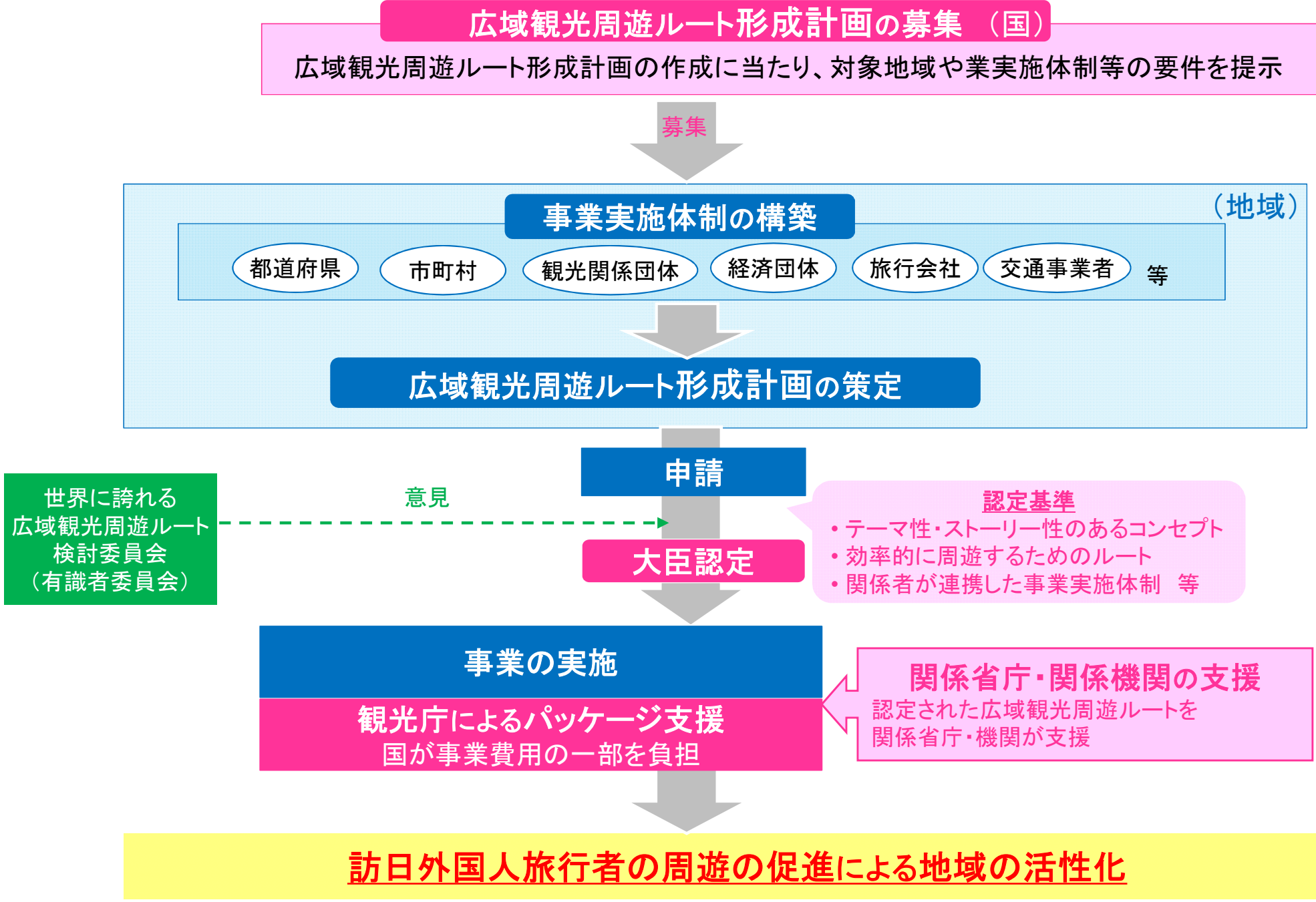
④「美の伝説」
(関西広域連合、関西経済連合会、関西地域振興財団)
⑤「せとうち・海の道」
(せとうち観光推進機構、瀬戸内観光ルート誘客促進協議会)
⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」
(四国ツーリズム創造機構)
⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
(九州観光推進機構)

②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
(東北観光推進機構)

③「昇龍道」
(中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)



広域観光周遊ルート形成促進事業のスキーム



広域観光周遊ルート形成計画の記載事項の例(イメージ図)

名称・コンセプト

- ルートの名称
 <主題(英訳付・例:〇〇ルート)、副題(例:日本固有の〇〇を巡る〇〇ルート)>
- コンセプト

事業実施体制

- 申請者(責任主体) 例:〇〇協議会
- 事務局(連絡先)
- 構成員 例:地方公共団体、観光関係団体、民間事業者等
 ※連携体制と役割分担を記入。

目標設定・成果把握

- 広域観光拠点地区における訪日外国人旅行者の来訪及び滞在に関する現状及び課題
- 目標の設定
- 成果把握の方法

計画期間

〇年(上限5年)

広域観光周遊ルート形成促進事業の概要

- 広域で取り組む事業(主なもの)
- 広域観光拠点地区又は主要ゲートウェイ施設で取り組む事業(主なもの)

【参考】

- 広域観光周遊ルート形成促進事業と連携して実施する事業
- 広域観光促進地域における主なツアーの例 等

対象地域

